

母性保護論争のフェミニスト現象学からの解釈（1）

河野 哲也

第一節 はじめに…一〇五位からの挑戦

男女格差についての日本の現状

世界経済フォーラムが二〇一三年十月二十五日に発表した「国際男女格差レポート（The Global Gender Gap Report）2013」では、日本は昨年より順位を下げ、一三六カ国中一〇五位と評価された。このレポートは、男女平等の達成レベルを経済、政治、健康、教育の四分野から評価したものであり、日本は女性の健康格差はそれほど悪くない（三十四位）のに、教育にはかなりの格差が見られる（九十一位）。さらに経済は一〇四位、政治に至っては一一八位と世界最低レベルである。昨年からは女性議員の比率が八%にさがり、経済分野でも企業幹部の女性の割合が一割にすぎず、女性が社会で十分活躍できていないことが低い評価に繋がった。このレポートでは、北欧諸国が上位を占めているのは予測通りであるが、日本の地位は、アジア各国、たとえば、フィリピンや中国、ヴェトナムなどと比べても著しく低く、工業先進国のなかでは突出して低い。他方、国連開発計画（UNDP）が二〇一三年三月に発

表した「人間開発報告書2013」におけるジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index : GI) によれば、日本は一四五カ国中二十一位となっている。この指数は、保健分野、エンパワーメント、労働市場の三つの側面から構成されており、日本の順位は健康分野などの指標が評価された結果である。

これらのレポートに指摘されるまでもなく、日本社会におけるジェンダーギャップが甚だしいことは明らかである。上記のレポートで指摘されるように、政治や経済におけるジェンダーギャップに大きな問題がある。平成十一年六月に男女共同参画社会基本法が試行され、その第二条の二においては、「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいづれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する」という積極的改善措置が謳われているにもかかわらず、その後十五年にわたってジェンダーギャップの解消が大きく進んだという感触をもつことはできない。実際、日本の高学歴女性の約三割は就労しておらず、これはOECD諸国中最低レベルである(一)。

二〇一四年、政府もようやく男女共同参画に本腰を入れてきた気配がある。本論は、こうした政治的・制度的な動きを視野に入れながらも、現在においてもなかなか解消しない日本の男女格差問題を哲学の視点から独自に考察しようとするものである。

哲学思想的課題としての男女格差と「母性保護論争」

男女格差問題は、もちろんフェミニズムの中心課題であり、多くの研究が積み重ねられてきた。しかし日本におけるフェミニズムの研究はおもに社会科学(社会学、政治学など)に属しており、哲学としてフェミニズムを論じる傾向は、金井淑子などの活躍を除けば、全体として数が多くない。総務省統計局による平成二十五年度の「女性研究者

の専門分野別割合」の調査によれば、哲学分野に占める女性の割合は十九・一%にすぎない。他の人文社会科学分野の平均が三十五〜四十%であることを考えれば、この数値は著しく低く、理学系の平均と肩を並べている(2)。つまり、哲学分野はもともとジェンダーバランスに偏りがあり、当事者の少なさからフェミニズムへの関心が低いと推定される。ジェンダーを哲学の固有の観点から捉える研究は、まだ発展の余地を残したままである。

本論では、日本において現在までジェンダーギャップがなぜ温存され続けてきたのかを、日本における哲学思想の問題として論じることにする。今述べてきたように、日本の男女格差の現状は、ヨーロッパとはもちろん、他のアジア諸国と比べても深刻であり、日本独自の哲学的・思想的文脈において考察すべきである。

そこで本論で取り上げたいのは、一九一八年(あるいは、一九一六年)から一九一九年(大正七〜八年)にかけて与謝野晶子(一八七八〜一九四二)と平塚らいてう(二八八六〜一九七二)の間にはじまり、すぐ後に、山田わか、山川菊栄といった論者が加わった、いわゆる「母性保護論争」である。現在の日本の政治・経済界において女性が十分活躍できていない原因のひとつが、ジェンダー役割の固定にあることは異論の余地がない。良妻賢母という女性の役割に大きな批判の声をはじめて出したのが「母性保護論争」である。とするならば、この論争がその後の日本の哲学思想の世界にどのような帰趨をもたらしたのか、あるいは、もたらさなかつたのか。その意思が日本の哲学思想に十分に受け継がれなかつたとするならば、それはなぜなのか。これらを考察する必要がある。

本論ではまず、与謝野と平塚の二人の対立点とその社会観(あるいは、国家観)の違いを明らかにする。さらにこれを、現代のフェミニズムの哲学、とくにフェミニズム現象学の観点から解釈し、その意味を評価し直す。与謝野と平塚の社会観の相違は際立っており、女性の位置や母性保護の意味づけも彼女らの社会観の相違に緊密に結びついている。

フェミニスト現象学

先に述べたように、日本のフェミニズムは、主に社会学や政治学のような社会科学分野において発展してきた。あるいは、海外の動向を見ても、フェミニズムは政治哲学や倫理学を中心に発展してきた。これに対して、この三十年ほどの間に、現象学とりわけ現象学的身体論の分野において独自のフェミニズムが成長してきた。それは、フェミニズムと現象学の観点を融合させることによって、従来のフェミニズムを刷新すると同時に、フッサール、ハイデガー、メルロ＝ポンティなどの古典的現象学を批判的に超克しようとする一群の研究である。これらの研究をフェミニスト現象学と呼ぶ。その代表的な研究者として、モイ(T. Moi)、『シーツ』ジョンストン(M. Sheets-Johnstone)、『グロース』(E. Grosz)、『ヤング』(A.M. Young)、『ワイス』(G. Weiss)、『バートキー』(S.L. Bartky)、『ウエンデル』(S. Wendell)、『ヘイネマー』(S. Heinämaa)、『シエル』(L. Kall)、『稲原美苗』などをあげることができる。

後に詳しく論じるが、フェミニスト現象学は、サルトル、メルロ＝ポンティとともに第二次世界大戦直後に実存主義運動を指導したシモーヌ・ド・ボーヴォワールに先駆を求めることができる。ボーヴォワールの哲学は、フッサールの現象学的方法に忠実であったわけではないし、また、サルトルやメルロ＝ポンティのようにフッサールの著作を批判的かつ創造的に読解することを通して構築されたものでもない。しかし、現象学という哲学の核が、私たちが経験しているそのままに世界を記述し、私たちを取り囲んでいるさまざまな対象がどのような意味を担っているかを主体の立場から理解しようとする方法であるとすれば、ボーヴォワールの哲学はまさしくひとつの現象学である。

現代活躍しているフェミニスト現象学者たちは、ボーヴォワール、あるいは、彼女の思想を受け継いだフランスの「差異のフェミニズム」から多くの示唆を得ている。フェミニスト現象学者たちによれば、フェミニズムは現象学の方法

を取り入れるべきである。というのは、人間存在の個別性に注目する（サルトル、メルロー・ポンティ、ボーヴォワールなどの）実存主義的現象学は、社会的に構築されたものとしてのジェンダー（あるいは、社会的に構築されたものとしてのセックス）という概念よりも、もつと豊かな柔軟な「生きられた身体 lived body」という概念を駆使して、ジェンダーやセックスに関わる現象を捉えるからである。現象学的記述はジェンダーという概念を無効にはしない。しかし、フェミニスト現象学は、ジェンダーとは社会・政治的な権力関係を分析するときのみ有効な概念だと規定して、その役割に一定の制限をかける。そうすることで、女性の経験をより豊かで繊細に記述することを試みる(3)。

逆にフェミニスト的視点を取り入れることは、従来の現象学的身体論を刷新する。というのも、現象学（さらには哲学一般）における身体性の議論は、暗黙のうちに、健康で、異性愛の、文化的に主流に属している、知的で、成人の男性身体をモデルとしてきたからである。この暗黙の偏向によつて、女性の身体、障害や疾病のある身体、加齢した身体、子どもの身体は、現象学の考察の対象から外されてきた。フェミニスト現象学は、フェミニズムにおける本質主義と社会構築主義の双方を批判しながら、自然と社会とが女性の身体の中で邂逅し、それらがときに融和し、とぎにせめぎ合う経験を具体的に記述する。こうしてフェミニスト現象学は身体論の新しい段階を切り開くのである。

母性保護論争とフェミニスト現象学

与謝野一平塚にはじまる母性保護論争は、日本の近現代思想史上、きわめて著名な論争であり、また女性の権利の運動としても重要である。しかしながら、現在の日本のフェミニズム関連の著作や論文を探しても、この論争を取りあげている研究は予想に反してあまり多くない。ここでその理由を詮索する必要はないが、この論争の歴史的重要性

を考ふるならば、哲学の、それも現代の先端的なフェミニズム現象学の立場から捉え直す意義がある。与謝野ではなく、むしろ平塚の思想は現象学の立場から把握した方が、その重要性がよりよく理解できるだろう。

そこで、以下に母性保護論争を要約した後に、とくに与謝野と平塚の対立点に注目し、それぞれの論者の背後にある社会観を明らかにする。その後、平塚とフェミニスト現象学との接点を考察し、フェミニスト現象学の観点からその論争を解釈し評価する。最後に、現代における男女格差を解消するために哲学思想の観点から示唆を与えることにする。紙面の都合から、本論を「母性保護論争のフェミニスト現象学からの解釈（一）」とさせていただき、続きは別の機会に論じることとする。（一）では、与謝野と平塚の社会観の違いを明らかにする。

第二節 母性保護論争

母性保護論争のテーマ

まず、母性保護論争を振り返っておく。母性保護論争とは、一九一八年（あるいは、一九一六年）から一九一九年までに『太陽』『婦人公論』『青鞥』などの雑誌を中心に生じた論争である。それは、与謝野晶子による平塚らいてうへの批判から始まり、平塚による反論と与謝野による応答が続ぎ、ここに山田わか、山川菊栄、島中雄三らが加わり、新聞にも賛否さまざまな投書が寄せられる。以下、本論では、与謝野と平塚の対立点にとくに注目するために、山田や山川などの議論はとりあげない（4）。

この論争は、（一）女性の育児と就労は両立可能かというフェミニズム的側面と、（二）家事労働に対する国家によ

る経済的扶助という社会福祉的な側面をもつていた。

この二つの側面は、その後の平塚たち『青鞜』周辺のメンバーたちの政治的・社会的活動へと繋がっていく。(1) のフェミニズムと母性保護については、平塚、市川房枝、奥むめおらによる全婦人協会(一九一九年ないし二〇年)の設立がある。全婦人協会は、「婦人の能力の自由な発達」、「男女の機会均等」、「男女価値同等」、「婦人、母、子供の権利を擁護し、彼らの利益増進をはかる」などの理念と目標を掲げて発足し、『女性同盟』を機関誌とした。同会は、一九二二年に三年の活動で解散するが、一九二四年に「婦人参政権獲得期成同盟会」へと趣旨は継承される。

(2) の側面は、昭和十二年制定の「母子保護法」に部分的に結実する。この法の設立に当たっては、山田わかを委員長とする母性保護法制定促進婦人連盟の運動が大きく貢献した⁵⁾。文筆に活動を集中させていた与謝野と異なり、平塚たちは社会運動へと踏み出していく。

与謝野の母性保護批判

さて論争は、与謝野が一九一六年二月『太陽』紙上での「母性偏重を廃す」、及び、一九一八年三月の『婦人公論』紙上での「女子の徹底した独立」を発表したことに端を発する。これらの論文の中で与謝野は、スウェーデンの社会思想家であり、教育学者、女性運動家であるエレン・ケイ(Ellen Karolina Sofia Key, 一八四九〜一九二六)やレフトルストイ(Lev Nikolayevich Tolstoy, 一八二八〜一九一〇)による母性保護の主張と、その影響下にある人々を批判した。もちろん、平塚もその批判対象に含まれる。

二十世紀初頭に活躍したケイは、当時、母性と児童の立場から活発な社会批判を行った。『恋愛と結婚』、『恋愛と

『道徳』、『児童の世紀』などの彼女の著作は一九一〇年代に次々に邦訳され、さかんに紹介された。平塚も『母性の復興』を翻訳しており、ケイからの影響は顕著である(6)。

ケイの母性保護の主張は、それまでの、あるいは同時代の、女性権利運動への反省から生まれた。女性の権利が徐々に認められるようになり、社会進出への意欲に目覚め、それまで抑圧されてきた自己発見へと解放された当時のヨーロッパの女性たちは、個人として独自の生活を築き、多面的な自己に目覚め、自分固有の精神生活を持つようになった。しかし、その反面、ケイによれば、そうした現代女性は、昔の女性の明るく健やかな安らぎや、喜んで犠牲となる献身的愛情が希薄になった。以前の女性の母性的な側面と現代の目覚めた個人としての側面を一致させる必要がある。両方の側面を綜合することができて始めて、女性は新しい形で成長をして、昔の女性たちよりも力強くなる。このようにケイは主張した。ただし、この主張は、女性の権利が一通り浸透した当時の欧米社会を背景になされていることに注意しなければならない。日本では、与謝野や平塚が女性の権利主張の第一世代である。実際には、女性の権利に関して、欧米と日本との間には大きな隔たりがあった。

ケイたちの主張に対して、与謝野は次の二点から母性保護を批判する。

第一に、母性保護論の背後にある本質主義への批判である。与謝野の立場は、さしあたり「女権(女性権利)主義」と呼ぶことができる。これは、女性が男性と同等の権利をもつことを主張する立場である。与謝野は「母性偏重を廃す」のなかで、まず、「人間の万事は男も女も人間として平等に履行することが出来る」(一三八頁)と言う。女性も人間であり、人間としての個人に「絶対の中心要素は定まっていない」(一三九頁)。「絶対に母性中心を以て生涯を終始することは私が絶対に芸術性中心を以て生涯を終始するのと同じように不可能である」(一四二頁)。すなわち、人間の人格はさまざまな要素と側面からできており、女性のそれを母としての役割に還元することはできない。

女性の生活には、妻と母の役割以上のものがあり、それは社会参加と労働である。女性の自立は就労によつてのみ可能であり、妊娠・分娩・育児に一時的に休職しても、育児と就労の両立は可能である。学者、女権論者、女優、芸術家、教育家、看護婦などの職業に従事する女性が、その職業に熱心であるために、結婚せず、子どもをもうけなかつたとしても、それは男性のそうした人々と同じく自由である（一四七頁）。また、父性の愛もまた母性の愛と同じ程度に必要であり、男性の家事育児への参加も促される。

与謝野による第二の批判は、妊娠分娩の時期にある女性は国家に経済上の保護を要求できるという主張に対して向けられる。与謝野はこれを国家への「依頼主義」と呼んで以下のように批判する。

私は欧米の婦人運動つて経済上の特殊な保護を要求しようと云ふ主張に賛成しかねます。既に生殖的奉仕に由つて婦人が男子に寄食することを奴隷道德であるとする私達は、同一の理由から国家に寄食することをも辞さなければなりません。婦人は如何なる場合にも依頼主義を採つてはならないと思ひます。今後の生活の原則としては、男も女も自分達夫婦の物質的生活は勿論、未来に生るべき我子の哺育と教育とを持續し得るだけの経済上の保障が相互の労働に由つて得られる確信があり、それだけの財力が既に男女の何れにも貯へられて居るのを待つて結婚し且つ分娩すべきものであつて、……（香内編集・解説、八十五頁）。

婦人はいかなる場合にも依頼主義を採つてはならない。さらに、同年六月の『太陽』紙上の「平塚さんと私の論争」において次のように述べている。

老衰者や廢人の不幸はあるいは不可抗力的な運命に由つてその境遇に追い入れられるとも考えられるのですが、貧困にして母の職能を尽くし得ない婦人の不幸は、私たちの主張するように、経済的に独立する自覚と努力さえ人間にあればその境遇に沈淪することを予め避けることの出来る性質の不幸だと思います（二〇二頁）。

与謝野によれば、結婚分婉すべきなのは、男女相互の労働によつて哺育と教育とを持続するだけの経済的保証が得られる確信があり、それだけの財力が蓄えられているときだけである。与謝野は、結婚や妊娠、子どもを持つことを個人的生活に属する私的領域とみなして、社会や国家が関わる公的領域から切り離す。与謝野はこうも書く。

平塚さんは「国家」というものに多大の期待をかけておられるようですが、この点も私と多少一致しがたいように考えます。…平塚さんは私への抗議の中で、なぜ「国家」を多く説いて、一言も個人の尊厳と可能性とに及ばれなかつたのでしょうか。平塚さんの見識がもし個人の改造を首位に置かれたなら、女子を警醒して経済的に独立の精神を訓練させることが私たち各自の人格改造に最も急要な事実のひとつであることを、私たちとともに同感されたであろうと思います（二〇七頁）。

国家を変えることばかりではなく、個々の女性を自覚めさせ、社会に参加させ、経済的な稼得によつて自立することを促すべきである。これが与謝野の主張である。平塚は今の社会では女性の賃金は安くて自立など覚束ないと考えているが、これは、社会がこれからも変化しないことを想定しているのであつて、社会変革を望むはずの平塚の矛盾である。

平塚の反論と母性生命主義

一方、平塚は、与謝野による批判を受けて、「母性の主張について与謝野晶子氏に与う」（一九一六年五月）、「母性保護の主張は依頼主義か」（一九一八年五月）、「母性保護問題に就いて再び与謝野晶子氏に寄す」（一九一八年八月）という三つの反論を発表する。これらには平塚の女性観、子ども観、社会観を見てとることができる。

第一に、「依頼主義」という批判に対して、平塚は次のように反論する。まず、与謝野はケイの母性保護主義の背景をよく理解していない。ヨーロッパにおける最大の婦人問題は、結婚制度の不備から私生児が増加し、父親の無責任から母子が経済的困難に陥っている点にある。（パートナーである奥村博史と入籍しなかつた平塚にとって、私生児問題は自分の問題でもあつた。）よつて、妊娠、分娩、育児期における母子の生活を安定させるために、国庫によつて補助する必要がある。またケイは、女性が置かれている労働環境の過酷さと、産業界への女性の進出の難しさを危惧していた。そうした劣悪な労働条件が女性を害しているがゆえにケイは女性労働に反対したのであり、女性が働くこと自体を拒否しているわけではない。平塚は、女性労働の過酷さと不健康さは日本においても顕著であると指摘する。与謝野は労働する婦人の厳しい実態を見ていない。女性の経済的自立を言うのであれば、与謝野は「婦人の職業教育の奨励、職業範囲の拡張、賃金値上げ問題等に大いに努力せられるべき」（一一二頁）である。これらの平塚の主張は、現在の観点から言えば、国家による福祉政策の要請と考えるべきであり、先に述べた「母子保護法」を求める運動と繋がって行くのである。

以上の議論に関連して、平塚は二つの重要な主張をする。まず、平塚は、家事労働や子育てが経済的・社会的価値のあることを主張する。与謝野にとって家事労働や子育ては私的領域に属す。これに対して平塚は、「もし官吏や教

育者や代議士が俸給をとることが恩恵に与ることでないなら、同様の意味で、母が国家から報酬を得ることも恩恵に与ることではないはずだ(一二三頁)と言う。母の職能は「社会的性質」をもっており、平塚が目指しているのは、「母性を保護すること、即ち、母の仕事を社会的事業とし、それに十分な報酬を与えること」によってのみ実現し得られる理想(一二五頁)である。平塚は、母の事業を私的領域ではなく公的領域に属すると主張する。

個人的な生活について言えば、与謝野は、家事手伝いがいた時期もあるとは言え、十一人の子どもを産んで育てている。これに対して、平塚の産み育てた子どもは二名である。与謝野と比較すると、平塚はあまり家事が得意ではなかったらしい。実際に、「現代家庭婦人の悩み」では、「現に私の家庭でも、ここ二・三月前に女中を失って以来今だに代りのものを見付けることが出来ずに、毎日々々苦しんで居ります。女中の助けを失った私はもう自分の仕事どころではありません(一四二頁)」と述べる。平塚のこの経験が、現在で言うところの「ケア労働」を社会的・経済的に評価しようとの考えに繋がったのだろう。

家事は公的領域に属するという平塚の考えは、彼女の子ども観とも関連してくる。平塚にとって子どもは親や家族の所有物ではなく、公的な存在であり、「社会のもの、国家のもの」でもある(一)。母の育児は社会の仕事であり、それを保護するのは国家の役目である。子どもがある年齢に達するまで子育てに専念すべきであるが、その間には、国家による経済保証が求められる。平塚はこう書く。

子供といふものは、たとへ自分が生んだ自分の子供でも、自分の私有物ではなく、其社会の、其国家のものです。子供の数や質は国家社会の進歩発展にその将来の運命に至大の關係あるものですから、子供を産み且つ育てるといふ母の仕事は、(中略)婦人のみに課せられた社会的義務で、これは只子供を産み且つ育てるばかりでなく、

よき子供を産み、よく育てるといふ二重の義務となつて居ります（一二二頁）。

子どもを産んで育てることは、たしかに母の愛や感化による行き届いた注意や理解を必要とする。それは女性の義務である。しかしそれは決して個人的な事業ではなく、社会的、国家的事業である。よつて、母性を保護することも慈善事業ではなく、国家に必要な政策であり、国家の義務である。むしろ与謝野は子どもを私物視し、母の仕事を私的事業とのみ考える旧式な思想にとらわれている。

しかし与謝野から見れば、平塚の考えはおかしい。与謝野は一九二一年十一月の論文の中で、「子供は子供自身のもので。：平塚さんは「子供の数や質は国家社会の進歩発展と、その将来の運命に至大の関係がある」といつて、国家主義者か軍国主義者のような高飛車な口気を洩らされていますが、：」（二三二頁）と批判する。

以上の二人の論争は、ケア労働は誰が担当すべき義務かという現代の福祉の論点を先取りしている。日本の福祉政策は、現在に至るまで、自助努力や家族扶助を基本にしており、それができない場合にのみ国家による公的扶助があるという発想に立つてきた。まさしくこの政策が女性を家庭に閉じ込め、冒頭で述べたような女性の社会進出の停滞を招いてきた。この事実を考えると、平塚の主張は独特の含意をもつてくる。与謝野が正しく、平塚のような母性保護の考えは古典的なジェンダー観を強化し、女性の社会進出を阻んできたという批判もありうるだろう。他方、平塚の主張に新しい政策のためのアイデアを見ることが出来る。すなわち、ケア労働を家庭内に閉じ込めるのではなく、公的な職業として給与の対象とする政策をたてることである。

二番目の平塚の反論はより根本的な論点に関わつており、哲学的にはより興味深い。というのは、平塚が最終的に主張しているのは、福祉に関する提案にとどまらず、「母性生命主義」とでも呼びたくなるような独特の社会観だか

らである。

平塚によれば、母性保護とは個人としての女性を母性に閉じこめる思想ではない。ケイにせよ、平塚にせよ、女性を良妻賢母としての役割に封じる旧来の慣習に反対してきた。母性保護とは、母としての役割を担わない女性を批判する立場ではない。しかし平塚によれば、与謝野のように社会の一員としての女性を力説するあまり、「種族の見地から見た婦人を無視し、閑却し、もしくは呪詛し、逃避した」(八十三頁)ことは問題である。

平塚によれば、男女には生物学的な差異があり、今日の進歩した科学は「種族に対する男女の立場、その能力並びに職分の事実において、それが外面的であろうが、内面的であろうが決して平等ではないことを、またあり得ないこと」(八十五頁)を示している。こうした考えを母性本質主義と呼んでよいであろうし、与謝野の批判の焦点もここにある(8)。だが、平塚によれば、男女の差異を認めない無差別な平等観は、結局は、男性中心にできあがった社会に女性を適用させるだけのものになってしまい、男性中心社会のひずみとゆがみを改造するための契機を見失う。この平塚の反論は、後に触れる「差異のフェミニズム」の立場と共通している。

他方、与謝野は、いわゆる「女性的な(フェミニンな)」性質についてしばしば否定的な評価を与える。たとえば、与謝野は、「女が饒舌だというのも、一は物事を正視してその大体と中枢とを掴むことが出来ず、枝葉に走って筋の通らぬ感情的な発言をくだくだしく並べるからであり、一は静かに内省し黙想する所がないために充実し精錬された言語で簡明に述べるだけの何らかの深奥な思想や的確な意見を持っていないからで、要するに原因は無智にあります」(「人及び女として」『与謝野晶子評論集』所収、一二八頁)と述べる。筆者ならば、いわゆる「饒舌」を、相手の共感を得ることに目的を置いた文脈性の高いナラティブな発話と解釈するが(そして、「充実し精錬された言語で簡明に述べる」ことを説得することを目的とした説明的な発話と解釈し、両者は目的も性質も異なる発話であると考え

が、それを端的な女性の「無智」と見なし、女性が男性に比べて単純に劣つているとしている。平塚は、与謝野のこの考えに言及していないが、同意しなかつたはずである。平塚が男女の質的な差異として捉えている性質を、与謝野は量的な差異として理解する。

しかし、さらに興味深いのは、平塚の母性と社会、人類との関係についての考えである。平塚はこう書いている。

元来母は生命の源泉であつて、婦人は母たることによつて個人的存在の域を脱して社会的な、国家的な存在者となるのでありますから、母を保護することは婦人一個の幸福のために必要なばかりではなく、その子供を通じて、全社会の幸福のため、全人類の将来のために必要なことであります（一一九頁）。

この考え方は、「女性を系統樹の幹と捉え、男性は枝か接穂にすぎない」とする当時の生物学、進化論、遺伝学から影響を受けている。平塚は、「男性の後天的性質はその死と共に消滅するが、女性の後天的性質はその子孫まで伝えられる」という誤つた遺伝説を参照しているほどである（八十五頁）。

平塚にとつて、生命という軸が、国家、全社会、人類を貫いており、女性はその軸となることによつて社会的な存在となる。平塚は、良妻賢母主義や封建的な「家」に縛られた母や女性の役割を拒否したことから自分の思想を開始した。その平塚のいう「母」とは、父親としての役割と対照をなしたり、職業のような社会的地位のひとつに換算されたりするような相対的のものではない。母とは社会的地位のひとつではなく、国家や社会という集合としての人間を生み出す生命の原理である。それは「種族」としての人間の生命の根幹をなす。すなわち、母性とは人間性そのものなのである。国家や社会は母の生み出した生命を維持発展させる装置でしかない。

このように、母性は、(国家や社会がその一部にすぎない) 人類という種族の担い手であり、その意味で集合としての人間性そのものであると考える立場を「母性生命主義」と呼ぶことにしよう。平塚の主張する母性保護は、政治的なレベルにおいては福祉政策への訴えであるが、その根底にはこうした生命―社会観が横たわっている(9)。他方、与謝野は、「種族の存続」は生物学的にも社会的にも男女両方が平等に関わると述べる。与謝野は平塚の考えに同意しない。

以上の与謝野と平塚の差異を図にすると以下のようなになる。

	与謝野晶子	平塚らいてう
母子扶助	不要(個人的領域ゆえ)	要(公的領域ゆえ)
家事・ケア	社会的・経済的価値なし	あり
女性の自立	職業・社会参加	出産・子育てもあり
育児	夫婦協同	母と国家扶助
子ども	私的存在	社会のものでもある
教育	子どものため	国家社会のためでもある
性役割	否定	?
母性	偏重否定	母性≡生命

第三節 リバブリカンとデモクラット…誰がどちらか

個人と社会の関係

さて、以上に見てきた母性保護論争を、現代哲学の観点から考察しよう。本第三節では、与謝野と平塚の主張の背後にある社会観を明らかにする。

まず、二人の公的領域と私的領域の区別に関する考え方をもう一度、対比させてみよう。与謝野が価値を置いているのは、個々の人間の個性である。そして、この個性は社会参加の中で発展する。与謝野は、女性の地位が低いのは男性の横暴のためだけではなく、社会参加の機会を得られずに自分の頭脳を鍛えてこなかったからだと考える。一方、平塚は、社会参加や就労とは別の、「母性」という回路によって女性は、国家、社会、人類と繋がっていると唱える。与謝野にとって子どもは個人的・私的存在であり、その教育もその子ども個人のためである。平塚にとっては、子どももその教育も社会的・国家的なものでもある。与謝野は、母子は国家に依存せず、自分で稼得しなければならない。平塚にとつて、母子を保護するのは国家の義務である。与謝野は家庭と国家を公と私として区別する。私は公に依存してはならない。平塚にとつて家庭の問題はすでに、国家社会の問題である。

このような対比をどのように考えればよいだろうか。一見すると、与謝野は、人権論に支えられた近代的な個人主義的民主主義の立場を取り、平塚の方は、福祉社会型民主主義、あるいは社会民主主義の立場に立っているように思われる。別の言い方をすれば、与謝野は稼得自立と個性の追求する点においてアメリカ的な自由主義的国家観をもっており、平塚は、ケア労働や子育ても社会的事業と考えるヨーロッパ大陸的な福祉国家観をもっているように思われ

る。

リパブリカンとデモクラット

しかし、もう少し二人の立場を繊細に分析してみよう。そのためのひとつの尺度として、現代フランスの哲学者であり政治活動家であるレジス・ドゥブレ (Regis Debray) の「あなたはデモクラットか、それとも共和主義者か」という一九八九年の論文を取り上げてみたい⁽¹⁰⁾。これは、フランスにおける同年のいわゆる「スカーフ事件」⁽¹¹⁾に依りて書かれた論文である。

ドゥブレによれば、現代の先進国社会には、二つの発達した形態が見られる。ひとつはフランス型の「共和主義的(リパブリカン)社会」であり、もうひとつはアメリカ合衆国型の「民主主義的(デモクラット)社会」である。両方とも現実には民主主義であり、もちろん共通性は多いのであるが、ドゥブレは共和主義と民主主義の差異を強調する(共和主義は社会主義や共産主義でもあり得るので、このような対比をドゥブレは用いたのかもしれない)。本論では混乱を避けるために、「共和主義的社会」を「リパブリカン(な社会)」と呼び、「民主主義的社会」を「デモクラット(な社会)」と呼ぶことにする。

この二つの区別が分かりにくいと考える読者は、もし現代の政治哲学をご存じならば、リパブリカンをマイケル・サンデルのような共同体主義、デモクラットをリバタリアニズムに近いリベラリズムと想定すれば、近似値が得られるだろう(ロールズは、ドゥブレの定義するデモクラットほどリバタリアンではない)。

民主主義(民主制)とは、主権者がその社会国家の構成員全員(少なくとも全成人)であるような政体である。こ

れに対して共和主義（共和制）の定義はかなり曖昧であるが、まずは君主制を否定し、特定の個人や階級のためにではなく、全構成員の共通の利益のために存在する政体をさすと考えてよい。共和主義は、権力を制限し、政治を清潔にたもつために市民の義務を重視する傾向がある。それは、構成員の共通の善のために進んで奉仕する人々を求めている政体である。

現代のデモクラットは、アメリカやカナダ、オーストラリアを代表とする多文化社会である（ドゥブレの言うデモクラットとは、アメリカよりもカナダやオーストラリアのようなイギリスの旧植民地国によく当てはまるように思われる。二国は、アメリカよりも積極的に多文化主義を政策として推進しているからである）。デモクラット社会に属する人々は、最初から天賦の権利を備えた個人である。これに対して、リパブリカン社会は「市民」からなる社会である。「市民」とは、単なる個人ではない。それは主権者として社会を構成するための権利と同時に義務をもつ人々である。デモクラットにとつては権利が優先する。リパブリカンにとつて権利と義務は同時的である。

デモクラット社会は、人間それぞれの差異を強調する多元主義あるいは多文化主義を取る。デモクラット社会では、個人は、自分の属するエスニックグループや宗教にアイデンティティをもち、個人としてなら信仰はいかなる場所でも自由である。公的な場所でも自分個人の信仰を表現して構わない。そしてこの信仰の自由は、あらゆる人に平等に開かれていなければならない。特定の宗教を信じる人のみに信仰の自由が与えられてはならない。またデモクラット社会では、人々の平等とは、基本的に法の下における平等のことであり、それ以上のことではない。

これに対してリパブリカン社会では、個人同士の差異よりは市民としての共同性が強調される。リパブリカンにとつての平等とは、法の下での平等だけではなく、社会的・経済的な平等も含んでいる。リパブリカン社会では、人々は、個人としてはいかなるエスニックグループに属するのも、いかなる信仰を持つのも自由であるが、ひとりの市民であ

ることは、ある民族であるとかある信者であるとかを超えた次元に属す。いわば、仏教を信じる日系人であることは、デモクラット社会ではアイデンティティでありえても、リパブリカン社会ではそうではない。リパブリカンは、民族や宗教の所属を超えて（たとえば）「フランス市民」としてのアイデンティティを持たねばならない。フランス市民であることは、ゴール族系の白人であるとか、カトリックであるとかとはまったく関係なく、フランスという国家を構成する市民だということである。

したがって、公的領域では、個々人の宗教性は分離されねばならない。これがリパブリカンにおける政教分離（ライシテ）である。リパブリカンにとつて、一国の大統領が、キリスト教聖書という特定の宗教書に手を当てて、公職の宣言をするなどというのはありえない。だが、デモクラットにとつてそれは信仰の自由の表現にほかならない。キリスト教聖書でなくても仏典であろうがコーランであろうが、何でも構わない。信仰の自由が誰にでも平等に保証されさえすれば、公的領域に信仰を持ち込むことも可能なのである。

リパブリカンにとつて、市民となることは教育を必要とする。むしろ、社会とは学校の延長であり、社会は学校に似ていなければならない。国家とは、政治参加によつて人格が陶冶される場所である。こうした考えは、デモクラットには理解できない。デモクラットにとつては、政治参加は民主主義を維持するために必要なだけであつて、政治参加がほかの人生の活動以上に人格を成長させるなどは考えない。学校教育とは社会で生きていくために必要な知識やスキルを得るところであり、むしろ学校の方が社会に似ていなければならない。学校は小さな民主主義国家でなければならぬ。

リパブリカンにとつて自立とは、国家の中で市民としての承認を得ることである。それは権利と義務を得たひとりの市民として認められることである。他方、デモクラットにとつて、国家とはそのような承認の場所ではなく、自立

とは国家社会に承認されることなどではない。自立とは自分で所得を得て、それを自由に使えることである。デモクラット社会では、政治に対して経済が優先する。リパブリカンでは政治的価値は、経済的利益に還元できない。

もちろん、この対比はややステレオタイプ化したものであり、現実的には、どの国も、フランスもアメリカも、この二つの政体の入り交じったあり方をしていく。だが、ドゥブレが主張したいのは、リパブリカン社会では、特定の信仰をもった個人であるだけではたりず、市民の徳性のひとつであるライシテを実行することが必要だということである。ドゥブレの議論は、スカーフ問題についてフランス政府の方針を支持することになる。

平塚はリパブリカンか？

さて、やや遠回りしたが、与謝野と平塚の社会と個人の関係についてドゥブレの基準を使って考えてみよう。与謝野が英米型の自由主義、すなわちデモクラットであり、平塚が大陸的な福祉社会主義、すなわちリパブリカンであると言えるだろうか。そうとは簡単に言えないことが分かるだろう。

与謝野は、明確に公と私を分け、公的領域において女性の能力が開花し、人格が陶冶されることを主張した。実際に、与謝野の短歌には自分を外から眺め、内と外を分ける視点が多いことが指摘される⁽¹²⁾。与謝野は、自己が他者と共に客観視される過程に強く関心を持っていた。これはリパブリカンな発想に親近性をもつ。与謝野はまた、教育に強い関心を持つており、批判的思考ができる市民の育成が民主主義を確かなものにすると言う。親の教育的責務として、親による公教育への積極的関与と民選教育委員を提言した。ここにも市民参加を促す与謝野の傾向を見て取れる⁽¹³⁾。先に述べたように、与謝野は当時の女性が実際の智力において男性に劣っていることを認め、これを個々の女性の

自覚と独力によつて改善すべきだと考えていた。与謝野の人間観は智力に大きな価値を置いている。

私は生きようと望む意欲を愛その物だと考えています。愛は徹頭徹尾自己の生に執着する心ですが、利己主義の愛から始まつて宇宙を包括する愛にまで拡大されねば愛自身の満足を嚙ち得ないものだと考えています。従つて愛は自由を要求します。その自由は何に由つて得られるかという点と智力に富むことが必要です（「人及び女として」一二八頁）。

与謝野によれば、愛は智力によつて普遍化されねばならない。そして、智力は教育され、陶冶されねばならない。他方、平塚にとつては、母性はその生命原理によつて、最初から人類という「種族」の生命に繋がっている。平塚の「原始」女性は実に太陽であつた。真性の人であつた」という、『青鞥』創刊号（一九一一年）の冒頭を飾る文章はあまりに有名であるが、そのしばらく後の部分で、平塚はこう書いている。

私どもは隠されてしまつた我が太陽を今や取り戻さねばならぬ。「隠れたる我が太陽を、潜める天才を発現せよ、こは私どもの内に向かつての不断の叫声、抑えがたく消しがたき渴望、一切の雑多な部分的本能の統一せられた最終の全人格的の唯一本能である（「原始女性は太陽であつた」『平塚らいてう評論集』十三頁）。

この本能が、後に母性として自覚される。平塚にとつて母性生命は、当時の家制度における「母」の役割をはるかに超えて、人類に到達すべきものである⁽¹⁴⁾。したがつて、平塚にとつて、智力の陶冶を通して人間を「市民」へと

クオリファイするという発想はありえない。平塚の考える社会では、すべての人間は母性の生命原理によつてすでに包括されているからである。

平塚における、自分の内なる生命原理をそのまま人類につなげようとする考えや、人間を母性的に庇護しようとする包容的な人間観は、人間は社会における自己陶冶によつて人格的に成長するという与謝野の考えとは、矛盾しないまでも、価値の優先順位において大きく異なる。デモクラットは、国家による承認以上に、個々人のクオリティ・オブ・ライフの向上（そして、そのための経済的基盤）を重視する。とするならば、むしろ平塚の方がデモクラットではないだろうか。デモクラット社会は、人々に市民として高度な徳性を要求しない。それゆえに、容易に多文化・多元化が可能である。反対にリパブリカン社会には、つねにあらゆる人への教育が必要とされる。

政治哲学者のハンナ・アーレントは、『人間の条件』という著作の中で、人間の活動的生活を、三つの種類、「労働」、「仕事」、「活動」に分類した¹⁵。「労働」とは、自分の生命維持そのもの、たとえば、最低限の衣食住の獲得を目的とした活動である。「仕事」とは、単なる生命維持を超えた人工物を作り出す活動のことを指す。たとえば、建築物や都市などの耐久財の生産、芸術作品のような文化の製作などが仕事に当たる。「活動」とは、物の媒体なしに人と人の間で行われる人間の活動であり、政治やコミュニケーションがそうした活動である。アーレントは共和主義的な発想を強く持つ政治哲学者である。彼女は、古代ギリシャにおいて最も重視されていた「活動」の領域が現代社会では衰退していることを嘆く。与謝野が、現代（『人間の条件』は一九五八年刊行）に生きていたなら、アーレントに同意するだろう。しかし平塚なら、アーレントのこの考えには賛成しないはずである。「労働」は神聖な活動であり、「仕事」や「活動」の下に置いてよいものではない。

母性保護論争で究極的な争点となるのは、人間の社会とは何のために存在しているのかである。自由と平等とは、

男女のそれも含めて、人間の偉大さを証明し、人間性を前進させるための理念なのだろうか。人間の社会は人間を偉大にするためにあるのだろうか。それとも、自由や平等とは、ただ生きることを肯定し、抑圧から解放するだけの装置なのだろうか。社会も同じように消極的な役割しか果たさないのだろうか。リパブリカンは社会を前者と見なす。社会は人間性を向上させるためにある。デモクラットは社会を後者と見なす。人間性に向上があるとすれば、それは個々に任せるべきであり、社会は人間を抱擁するためだけにある。

もちろん、与謝野と平塚の社会観を、リパブリカンかデモクラットかと二分法で割り切ることには無理があるだろう。二人の思想は、複雑でもあり、未整理でもある。しかし、このドゥブレの対比概念で、二人の立場の違いがかなり明確になったはずである。与謝野と平塚の論争は、人間の生命を国家社会がどのように扱うか、そして「女性」性とその生命にどのように関わるかという、政治と生命を同時に問う論争だったのである。

注

- (1) 朝日新聞デジタル <http://digital.asahi.com/articles/ASG996X2YG99UTL05T.html> (二〇一四年九月十日〇五時四十分)
- (2) 総務省 <http://www.stat.go.jp/data/kagaku/kekkatopics/topics80.htm> (平成二十六年四月十四日発表)
- (3) フェミニスト現象学の基本的性格については、以下

の著作の序論と第一章を参考のこと。Moi, T., *What Is a Woman? And Other Essays*, Oxford U.P., 1999.

- (4) 本論で主に参照するのは以下の論文である。発表の順序通りには、与謝野晶子「母性偏重を廃す」『太陽』一九一六年二月、平塚らいてう「母性の主張について与謝野晶子氏に与う」『文章世界』一九一六年五月、与謝野「女子の徹底した独立」『婦人公論』一九一八年三月、平塚「母性保護の主張は依頼主義か」『婦人公論』一九一八年五月、与

謝野「粘土自像・平塚さんと私の論争」『太陽』一九一八年六月、平塚「母性保護問題に就いて再び与謝野晶子氏に寄す」『婦人公論』一九一八年八月、与謝野「平塚・山川・山田三女子に問う」『太陽』一九一八年十一月。

香内信子編集・解説による優れた資料、『資料母性保護論争』（ドメス出版、一九八四年）があるが、本論では、鹿野政直・香内信子編『与謝野晶子評論集』（岩波文庫、一九八五年）、小林登美枝・米田佐代子編『平塚らいてう評論集』（岩波文庫、一九八七年）を参照する。上記の論文はすべてこの二冊に収録されており、本論での引用ページ数はこのそれぞれの文庫版による。この文庫からの引用は現代仮名遣いになつているので、それに従う。ほかの与謝野と平塚からの引用もこの二冊の文庫による。ただし、与謝野の「女子の徹底した独立」は上記『与謝野晶子評論集』には所収されておらず、香内編・解説の八十五―八十六頁を参考にした。

(5) この法は、十三歳以下の子を持つ母親が貧困のため生活不能もしくは養育不能の場合、市町村長が生活・養育・生業・医療について扶助を与えるという趣旨のもので、昭和恐慌以降、激増していた母子心中を防ぎ、母子を保護する目的をもつていた。その一方で、女性の雇用、自立などは考慮外におか

れ、婦人個人に焦点を当てた福祉はこの法の対照となつていない。実際に、この法律は、家族主義的価値や国民の健全育成といった当時の国策としての母子の保護にすぎなかった。市川房枝の述懐によれば、当時、母性保護法制定促進婦人連盟はこの問題点や欠陥を了承しつつも、緊急時である貧困母子家庭を保護するために法律制定を優先させたという。婦人連盟の要求の実現は、戦後の生活保護法、児童福祉法を待たねばならなかった。以下の論文を参照。林千代「大正期に展開された母性保護論争について」『淑徳大学研究紀要』第五号、一九七一年 一―三十三頁。

(6) 『母性の復興』（世界女性学基礎文献集成、明治大正編第十二巻、平塚明子（らいてう）訳、ゆまに書房、二〇〇一年）。初版は、新潮社、一九九一（大正八）年刊。ケイの平塚への影響については以下の論文を参考。広瀬玲子「平塚らいてうの思想形成・エレン・ケイ思想の受容をめぐる本間久雄との違い」『ジェンダー史学』第二号、二〇〇六年 三十五―四十八頁。

(7) この主張がナシヨナリズムに利用されやすく、優生学とも結びつきかねないことは明らかである。以下の論文を参考。Kakimoto, Yoshimi, "Eugenics and the politics of

procreation in Japan”, 『京都女子大学現代社会研究』 第十一号、二〇〇八年）一九三二―二〇二頁。

- (8) 平塚が母性本質主義をとり、さらにそれを平和主義と直結させる問題点については以下の論文を参考にせよ。鈴木裕子「戦後における平塚らいてうの平和思想と「母性」(近藤和子・鈴木裕子編『おんな・核・エコロジー』オリジン出版センター、一九九一年)。鈴木直子「平塚らいてうの反戦平和…女性は平和主義者か?」(『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』第十五号、二〇〇七年) 一二七―一四三頁。
- (9) 平塚の母性保護主義を社会福祉思想として捉えた労作としては以下の著作を参照のこと。今井小の実『社会福祉思想としての母性保護論争…差異』をめぐる運動史』(ドメス出版、二〇〇五年)。
- (10) レジス・ドゥブレほか『思想としての「共和国」…日本のデモクラシーのために』(みすず書房、二〇〇六年)。
- (11) スカーフ事件とは、一九八九年の秋、パリ近郊の中学校でイスラム系の女子生徒二名が校内でスカーフを着けていることを理由に、教室に入ることを教師から禁止された事件である。学校側によれば、イスラム子女のスカーフは宗教性が高く、公的領域における政教分離に反すること、また体育

や科学などのときに危険であることが、その根拠であった。その後の二〇〇二―三年にかけて、スカーフを巡る論争は再燃する。

- (12) 中小路駿逸「居処観と自我観と文学…日本・西欧・与謝野晶子」(『追手門学院大学東洋文化学科年報』第五号、一九九〇年、五十四―六十五頁)を参照。たとえば、「夕ぐれの湯殿の霽にうつりたる月かと思ふわれは自ら」(東京朝日)などがあげられる。

(13) これ以外に、与謝野は、男女共学、中学の入試廃止など注目すべき提案をしている。辻秀子「与謝野晶子の教育思想」(『慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要』第二十六号、一九八六年) 五十九―六十六頁。

- (14) この点について川口さつきは、平塚が、自己の内的欲求を突き詰めることで、「生命の本源に復帰」することができ、して女性の最も真性で美しく自然な生活が得られるという趣旨のことを述べていることを指摘している。以下の論考を参考にせよ。「青鞥」時代までの平塚らいてう…「内的欲求」という「特殊」の重視」(『早稲田大学大学院社会科学研究所社会学研論集』第三号、二〇〇四年) 九十五―一〇七頁。及び、「明治後期における青少年の自我主義…平塚らいてうと藤村

操」(『早稲田大学大学院社会科学研究所 ソシオサイエンス』
第十五号、二〇〇九年) 六十二―七十六頁。

(15) アーレント、ハンナ『人間の条件』(志水速雄訳、筑摩
書房、一九九四年(原典一九五八年))。